

ボートレース福岡令和8年度ファン情報誌等制作業務委託 仕様書

1 件 名 ボートレース福岡令和8年度ファン情報誌等制作業務委託

2 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所 ボートレース福岡等

4 予算(上限) 10,117,800円（消費税及び地方消費税を含む）

5 実施目的

近年、ボートレース全体としては電話（インターネット）投票の利用が拡大し、全国的に売上は過去最高を更新している一方で、競走場における売上や来場者数は減少傾向にある。ボートレース福岡においても、来場者数は平成5年度の197万人をピークに減少し、令和6年度には37万人にまで落ち込んでいる。

このような状況の中、本市においては、将来的な人口減少が見込まれる社会情勢を踏まえ、ボートレースを持続的に発展させるためにはファン層の拡大が不可欠であると考えている。そのためには、実際に水面でレースを繰り広げるボートレーサーの魅力を発信し、これまでボートレースに関心のなかった層や電話投票ユーザーを競走場に誘引し、レースの迫力や魅力を直接体感してもらうことが重要である。

福岡県は、ボートレース場が3か所存在しており、福岡支部に所属するボートレーサーは236人になる（令和8年1月31日現在）。本事業では、福岡支部に所属するボートレーサーの人となりやボートレース競技の魅力を発信し、ボートレース場への来場（再来場）を促すことを目的としている。

また、ボートレースを知らない層も含めより多くの人々にリーチするため、動画を制作し、SNS等を活用したプロモーションを実施する。こうした取組を通じて、ボートレースの新たなファン層の開拓・拡大を図るものである。

6 業務内容(項目)

(1) ファン情報誌制作

- ①テーマ及び企画案の策定
- ②選手への取材及び誌面の制作
- ③誌面の発送及び設置

(2) ファン情報誌特集選手を活用したショート動画制作

- (3) キャンペーンの実施
- (4) 独自提案

7 制作日程

号	特集選手	発行日
Vol.365	138期新人選手	令和8年6月1日
Vol.366	指定なし	令和8年7月15日

Vol.367	指定なし	令和8年9月1日
Vol.368	指定なし	令和8年10月1日
Vol.369	139期新人選手	令和8年11月15日
Vol.370	令和9年フレッシュルーキー	令和9年2月1日
Vol.371	指定なし	令和9年3月15日

8 業務内容

(1)ファン情報誌制作

ボートレーサー及びボートレースの魅力発信に繋がるファン情報誌を制作すること。

①テーマ及び企画案の策定

- ・実施内容：5実施目的の達成に効果的な年間のテーマを設定し、具体的な誌面の内容を策定すること。

②選手への取材及び誌面の制作

- ・実施内容：①で策定した内容を軸にボートレーサーへ取材を行い、誌面を制作すること。

※取材の日程、撮影場所、取材方法等は受託者にて選手と調整し、準備すること。

- ・選手への謝礼金：インタビューにおける選手への謝礼金を支払うこと。なお、福岡支部選手への謝礼金の基準については提案競技の参加者へ別途通知する。他支部選手への謝礼金は所属支部と協議して謝礼金を決定するため金額が多少変動する場合がある。

※Vol365、369は新人選手5人、Vol370はB級選手2名を想定し見積へ計上すること。

- ・発行部数：各号6,000部

- ・規格：4頁（表紙含む）・4色刷

- ・サイズ：A4判

- ・紙質：コート四六判73kg

- ・その他：

※A4判、4頁のうち、少なくとも表紙と2項目・3項目は特集選手で構成すること。

※ボートレース福岡の公式ホームページに掲載するため、データをPDFファイルで提出すること。

※情報内容等詳細については、その都度担当者と協議すること。

※本誌の各号読者の目に留まるポップを制作すること。

※制作した誌面の著作権は福岡市に帰属する。

③誌面の配架及び配布

- ・実施内容：②で制作したファン情報誌を提案競技で提案した配架先及び本市より指定する発送先（30か所程度）へ発送すること。提案競技で提案した配架先については、提案した方法で誌面を配布すること。

※8(1) ②で制作したポップを本市が指示するボートレース福岡内の所定の場所へ設置すること。

※配架台等の配架に必要なすべての備品の手配を行うこと。

(2) ファン情報誌特集選手を活用したショート動画制作

- ・実施内容：8 (1) で取り上げるボートレーサーを起用し、ボートレース未経験者及びライト層に幅広く訴求するショート動画を制作し、本市が運営するSNS等へ投稿すること。
※動画の内容は8 (1) ①で編集するテーマと連動していなくても構わない。
- ・数量：年間 21 本以上（各回 1 本以上）
- ・配信開始：ファン情報誌発行日と同時期
- ・放映場所：ボートレース福岡公式 YouTube、Instagram、X（旧 Twitter）、TikTok、本場内モニター等
- ・納品形式：
 - ①完成した動画を YouTube、Instagram、X（旧 Twitter）、TikTok へ投稿すること。
 - ②MP4 ファイルで本市へ動画データを納品すること。
 - ③本場モニター用に USB にて MP4 ファイルを納品すること。
- ・動画の長さ：1 本 1 分以内
- ・サムネイル：
 - ①1920×1080 ピクセル（Youtube 用）、
 - ②578×337 ピクセル（HP ピックアップバナー用）
 - ③94.5×78 ピクセル（出走表用）
- ・その他：
 - ※撮影日・場所は 8 (1) 2 の取材と同日・同場所で調整すること。
 - ※撮影途中に移動費がかかる場合は、受託者が負担すること。
 - ※撮影時間は 8 (1) ①を含め 3 時間以内とすること。
 - ※モニター周辺に設置するポップを設置すること。8 (1) ②で制作するファン情報誌用のポップと一体的なもので構わない。
 - ※情報内容等詳細については、その都度担当者と協議すること。
 - ※撮影した動画の著作権は福岡市に帰属する。
 - ※動画だけに出演する選手がいても構わないが、その際は追加選手にも 8 (1) ②で記載した謝礼金を支払うこと。

(3) キャンペーンの実施

- ・実施内容：本誌の読者を増加させることを目的としたキャンペーンを実施すること。

(4) 独自提案

提案競技で提案した内容を実施すること。

9 著作権等の取扱い

- (1) 本業務を通じて制作された物（以下「制作物」という。）に係る著作権等は本市に帰属するものとし、本市及び各主要事業における二次利用を可能とするものとする。
- (2) 制作物のうち、第三者が有する著作物等（以下、「既存著作物」）の著作権等は、個々の著作者に帰属する。
- (3) 制作物に既存著作物が含まれる場合は、受託者が当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うこと。

10 受託者の責務

(1) 関係法令上の責務

本業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 守秘義務

①基本事項

受託者は、業務上知りえた機密事項等を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの）等の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するにあたっては、個人や法人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報等を適正に取り扱わなければならない。

※詳細は別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を参照

②従事者への周知

受託者は、この契約による業務に従事する者に対して、在職中及び退職後において、この業務に関して知り得た機密事項や個人情報等を外部に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に関する必要な事項を周知するものとする。このことは、契約の解除及び期間満了後においても同様とする。

11 再委託について

(1) 受託者は、本委託業務全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。

(2) 受託者は、業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ、本市の承諾を得なければならぬ。

(3) この仕様書に定める事項については、受託者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受託者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。

(4) 本委託業務等の再委託先事業者は、本市の競走入札参加停止期間中及び排除措置期間中ではならない。

12 留意事項

(1) 別紙「ボートレース広告・宣伝指針」を遵守すること。

(2) イベント等で場内設置の分電盤から仮設電源等を使用する場合は、使用する電源の容量等を確認し、本市の指示に従い適正に仮設配電等の工事を施すこと。また、芝生広場や連絡通路に電源を這わせる際は、塗装が剥がれないよう必ず電源ボックス及びコード等は緩衝材等により養生を行うこと。なお、場内電源の容量に不足が生じる場合は、受託者の責任において発電機などを設置し、対応すること。

(3) 本市の所有する備品等を使用する場合は、本市の指示に従い設置・撤去し元の場所へ返却するとともに、取扱いには細心の注意をはらうこと。イベント等終了後は、本市の指示に従いすべての配線等を速やかに撤去し、設置にあたって損傷した既存施設等については現状復旧を行うこと。また、設置・撤去するにあたっては、利用者に支障をきたさないように実施すること。

(4) 本委託業務に関連した全てのメール送信（送信者が再委託先事業者、協力会社等の場合も含む）については、送信先を問わず全てbccで行うこと。また、メールの設定が可能であれば、自動でbcc送信となるよう設定すること。多数の市民等にメールを送信する場合、送信前にBCC送

信となっていることを複数人で確認すること。

(5) 契約期間が終了した後は保有していた個人情報（紙だけでなくデータも含む）を破棄し、破棄した旨の届け出を提出すること。

(6) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、本市と協議のうえ決定する。